

## 令和2年11月近江八幡市教育委員会定例会(要旨)

1. 開催日時 令和2年11月20日(金) 午後1時15分～16時15分

2. 開催場所 文化会館2階 会議室2

3. 出席委員 教育長 日岡 昇  
教育長職務代理者 久家 昌代  
委員 八耳 哲也  
委員 西田 佳成

4. 欠席委員 委員 安倍 映子

### 5. 事務局出席者

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 教育部長            | 西 川 仁 司 |
| 教育部次長兼教育総務課長    | 秋 山 直 人 |
| 教育部次長兼学校教育課長    | 森 茂 次   |
| 生涯学習課長          | 東 繁     |
| 近江八幡図書館長兼安土図書館長 | 奥 村 恭 代 |
| 学校給食センター長       | 嶋 川 明 夫 |
| スポーツ推進課長        | 太 田 明 文 |
| 子ども健康部次長兼幼児課長   | 木 村 辰 之 |
| 総合政策部文化観光課長補佐   | 坂 田 孝 彦 |
| 教育総務課長補佐        | 畑 明 宏   |
| 教育総務課副主幹        | 澤 千 央   |

6. 会議を傍聴した者 0人

### 7. 会議次第

#### 【議 案】

- 議第60号 近江八幡市岡山社会体育施設条例の制定について
- 議第61号 近江八幡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第62号 近江八幡市都市公園のうち有料施設の属する都市公園の管理及び運

営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議第63号 近江八幡市民アリーナ条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議第64号 近江八幡市幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第65号 令和3年度教育費に関する当初予算の要求について(非公開)
- 議第66号 令和3年度近江八幡市教育委員会教職員人事異動基本方針について(非公開)

#### 【協議事項】

- 近江八幡市立小中学校事務の共同実施に関する規則の制定について

#### 【報告事項】

- 令和3年度通学区域の弾力化制度利用による就学について(一次募集結果)
- 県内の子ども・若者支援地域協議会及び相談窓口の状況について
- 近江八幡市文化財保存活用地域計画策定の進捗状況について

### 8. 議事の経過

#### (1) 開 会(日程確認)

- ・教育長が11月定例会の開会を宣言
- ・出席委員定数の確認
- ・非公開について

議第65号 令和3年度教育費に関する当初予算の要求について

非公開とすることの提案      **非公開**

議第66号 令和3年度近江八幡市教育委員会教職員人事異動基本方針について

非公開とすることの提案      **非公開**

#### (2) 前回の会議録の承認

10月定例会の会議録      **承認**

#### (3) 教育長挨拶および報告

11月に入り、立冬を迎えた。我々にとって過ごしやすい季節にも関わらず、今週は随分気温も高く、紅葉の始まる季節でもあるが、気象状況も激しく変化している。この時期に子どもたち、市民の方にスポーツに芸術に頑張ってもらいたいが、コロナ禍の中、非常に難しい状況である。積極的に取り組んでもらえる新しい方向が見つかればと思っている。

コロナ関係については、第3波の到来と感じている。学校にはコロナ感染予防として、マスク着用、手洗い・うがい、消毒の励行、三密を避けるなど再度先生が中心となって徹底していただきたいことを通知した。ワクチン開発が進んでいるとはいうものの、供給

は不透明であるため、皆で気を付けていきたい。

また、香川県で修学旅行の小学生を乗せた船が沈没したというニュースがあった。本市もカヌー体験等行っているので、最悪の事態を考えて行動するようにと再通知した。

コロナ禍の影響により、不登校が増えてきた。家庭の状況、不安な社会情勢の影響は子どもたちの心にも影響している。明らかに昨年の数値よりも高くなってきているので、注視していきたい。

安土小学校建設については、選定委員会で方向を出していただき、それを教育委員会で協議していただく。そして、その結果を市長に提出し、最終的には市長が判断される。元々様々な意見があり、また、様々なチラシが出ている。地域の状況等もあり、非常に困難な状況ではあるが、いずれにしても、一番願うことは、子どもたちが素晴らしい校舎で学べること、子どもたちを一番に考え、早く工事に切り掛かれるよう進めていきたいと思っている。

現在、県主催の研究発表会等が各校で行われている。今後、研究会、研修会の開催が三密を避けるために懸念されることもあるとは思いますが、出来るだけ素晴らしい会を開催してほしい

人事の時期となっている。3連休後、市の基本方針説明会を校長に行う予定。大きくは、今年3年を迎える人からが対象となるが、10年以内に2市町を経験するよう変わった。

#### (4) 議事

##### ◆議第60号 近江八幡市岡山社会体育施設条例の制定について

##### 【事務局説明…スポーツ推進課】

##### 制定内容

旧岡山小学校体育館を新たな市民の体育館として利用することで市民の心身の健全な発達、スポーツの普及振興及び市民福祉の向上を図るため、必要な事項を定めるもの。

※使用料の詳細については、一括して後ほど説明する。

##### 【質 疑】

なし

##### 【採 決】

議第60号

近江八幡市岡山社会体育施設条例の制定について

承認

##### ◆議第61号 近江八幡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

##### 【事務局説明…スポーツ推進課】

##### 改正理由

近江八幡市立健康ふれあい公園にサッカー場が新設され、令和3年4月1日から供用開始されることに伴い改正を行うため。

#### 改正内容

- ・別表の有料施設としてサッカー場を加える。
  - ・その他文言修正等を行う。
- ※使用料の詳細については、一括して後ほど説明する。

#### 【質 疑】

○八耳委員

議第61号では、「次の各号」を「次」とし、議第62号では同じ表現であるが、「次」を「次の各号」に字句の修正を行っている。違いは何か。

○スポーツ推進課

総務課に確認する。後ほど回答する。

#### 【採 決】

議第61号

近江八幡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

承認

◆議第62号 近江八幡市都市公園のうち有料施設の属する都市公園の管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【事務局説明…スポーツ推進課】

#### 改正理由

近江八幡市立健康ふれあい公園にサッカー場が新設され、令和3年4月1日から供用開始されること及びスポーツ施設の使用料を見直すことに伴い改正を行うため。

※使用料の詳細については、一括して後ほど説明する。

◆議第63号 近江八幡市民アリーナ条例等の一部を改正する条例の制定について

【事務局説明…スポーツ推進課】

近江八幡市民アリーナ条例等の一部を改正する条例

- 近江八幡市民アリーナ条例
- 近江八幡市駅南総合スポーツ施設条例
- 近江八幡市雪野山グラウンド条例
- 近江八幡市安土大中グラウンド条例

- 近江八幡市桐原社会体育施設条例
- 近江八幡市安土西の湖自然ふれあい施設条例
- 近江八幡市安土B&G海洋センター条例

#### 改正理由

いずれもスポーツ施設の使用料を見直すことに伴い改正を行うため。

ここで、議第60号から議第63号まで全てに関連する使用料の詳細について、議案書、「スポーツ施設の使用料の見直しについて」(A4 判資料)、近江八幡市の各施設の新旧区分及び新旧使用料の資料(A3 判写真付き資料)とともに説明する。

使用料の見直しについては、岡山社会体育施設が新設されること、近江八幡市立健康ふれあい公園にサッカー場が新設されること、また、市内に3か所あるテニスコートが全て人工芝になることから、これを機に料金を整えたい。これが大きな要因である。

また、この大きな要因を契機に、他の社会体育施設についても同種同規模施設の使用料がまちまちであることから、規則性を持たせた見直しを図る。今回の見直しは、使用料の値上げではなく、各施設これまでの貸館状況、利用形態は現行通りとしつつ、使用料の整理、調整を行うものである。規則性を持たせることにより、使用料が上がる施設、下がる施設が出てくることもあるが、ご承知おき願いたい。

過去における使用料の改定の動きについては、近年では、平成17年度の野球場の改修時及び平成17年度以降は消費税率改定によるもの以外に使用料の見直しは出来ていない。そのため、この度の見直しは、不規則な料金設定かつ時をとらえた料金改正を行っていないこと、他市町の同種同規模施設との差が大きくなっていること、合併後の料金の統一性を図っていないことから、他市町の同種施設と比較の上、個々の施設の規模や設備等による差を考慮しつつ、出来るだけ利用者に大きな影響の出ないように使用料の整理を図りたい。

まずは、使用料の見直しとし、平日・休日の区分や市内・市外の区分等その他の部分については、第2段階で検討していきたい。今回の見直しの要点としては、

- 同等施設の使用料は統一する。  
テニスコートは全て統一、体育館も2つに区分しそれぞれ同等施設と判断し統一、グラウンドも2つに区分しそれぞれ同等施設と判断し統一する。施設名等詳細については A4 判資料のとおり。
- 平日・土日休、市内・市外の倍率をルール化する。  
平日1とした場合、土日休は1.5倍。市内1とした場合、市外は2倍。
- 午前・午後の時間区分を変更する。  
(現行)午前 8:30～12:00 3.5時間 → (改正後)午前 8:30～12:30 4時間  
午後 12:00～16:30 4.5時間 → 午後 12:30～16:30 4時間  
駅南多目的アリーナについては、4時間ずつのところ利用形態を鑑み、2時間ずつとする。施設名等詳細については A4 判資料のとおり。

他市の状況についても一覧表のとおり。他市の同種同規模施設の状況も見ながら料金を設定した。A3 判写真付き資料については、近江八幡市における各施設の現行内容と新しく見直した内容との比較表である。

## 【質 疑】

### ○八耳委員

- ①料金の見直しの前提は、これまでの積み残していたものの整理という認識でよいか。
- ②他市と比べ料金設定が低額だが、それは各スポーツ施設の附属設備等の充実の違いからか。
- ③ A4 判資料の【要点】の中で、同種施設(体育館やグラウンド)が2つに区分されているが、その違いを説明してほしい。
- ④入場料を徴収する場合において、20 万円を加算する、使用料の 100/100 を加算するとあるが、その根拠は？

### ○スポーツ推進課

①委員の仰るとおり、これまでの課題に対する料金の改定である。新施設もあることから、これを機に全てのスポーツ施設の使用料を整えたい。整えるに当たっては規則性を持たせた金額設定とする。単価については、他市町の同規模同施設を参考に検討したものである。

②例えば、新設のサッカー場であれば、サッカー場は、守山市の施設が近江八幡市と同規模で限りなく近いということで、守山市を参考にした。ただし、守山市は市内・市外の差はないが、近江八幡市では市内・市外の差も考慮し設定した金額である。一方、野球場については、近江八幡市は硬式野球ができない、人工芝化されていない等、他市に比べ環境があまりよくないなどの理由から、他市よりも低金額を設定した。料金は、値上げ、値下げを考えているものではなく、整えるために行う。

③同種区分の中では、体育館は旧小中学校の体育館であった所とそうでない所、グラウンドは草が生えている状況等により区分して勘案したもの。

④施設が出来た当初より定められていた設定額であり、その基準は定かではないが、入場料を徴収する場合は、総収入額の1割に相当する額 もしくは 20 万円を徴収するという設定については、大きな興行、例えばプロレスやサーカス等が開催された時の適用とする。しかし、この規定のみであると、小さな規模、例えば学区開催のイベント等の場合にも適用されることになる。そのため、小規模なものについては、この適用は厳しいと判断し、使用料の 100/100 を上乘せする2倍額を徴収することにした。この部分について他市では、一律3万円を加算、3倍額を徴収する等々、様々であった。近江八幡市においては、2倍額が適当であると判断し設定した。

### ○教育長

まずは使用料を統一したいというものです。

○スポーツ推進課

はい。使用料を統一しないと、その他の見直しも出来ない。

○教育長

施設の整備状況や施設の状況に合わせて料金を設定しているということですね。

○スポーツ推進課

はい。

○教育長

運動公園、あづちマリエート、駅南多目的アリーナと旧学校の体育館(市民アリーナ、桐原体育館)の差は？

○スポーツ推進課

従来から差が生じていたため区分を分けたもの。大きな料金単価の変更はしていない。

○西田委員

①申請者は市内、使用者は市外の方という名義貸しのようなパターンも想定されると思うが、どちらの料金でいくのか。

②使用料設定の中で、例えば、市外の方が野球場を午前 4 時間、午後 4 時間の計 8 時間借りる場合、基本使用料 12,000 円×2(午前・午後)に加え、入場料等徴収する場合、最低 200,000 円が加算され 224,000 円。

さらに販売行為があった場合、100/100 加算するとあるが、この2倍額は 24,000 円の2倍が加算され、計 248,000 円となるのか、224,000 円の2倍額で計 448,000 円となるのか、明確に教えていただきたい。

○スポーツ推進課

①申請者の口頭申請により判断する。市内のみであれば市内料金、市外の人がいれば市外料金となる。県内の状況を確認しても、運転免許証の提示等による住所確認までしている市町はほとんどない。厳密にすればするほど、申請が困難となるため申請者の良心に基づくことになる。

②入場料について、野球場の例で言うと、運動公園で、土曜日午前中にプロ野球が開催された場合は、大きな興行とみなし、使用料の金額 12,000 円＋最低 200,000 円＝212,000 円を徴収する。

会社の野球大会など大きな興行とはみなさないが、物品の販売が行われた場合は、使用料 12,000 円に、100/100 である 12,000 円を加算し、総額 24,000 円(＝使用料の2倍額)を徴収するということになる。

○久家委員

以前テニスコートの使用について、使用料金に相違があるとの声も聞いていたため、今回、使用料を統一されることは良いことだと思う。

今回、放送設備や得点板といった施設の付属設備の使用料については、使用が含まれている施設、含まれていない施設等あるが、統一はしないのか。

○スポーツ推進課

今回は基本となる使用料の見直しのみとし、そのほかの点については次期に改定していきたいと考えている。

○八耳委員

①単なる値上げではないということはよく分かった。これまでの積み残しをについては、今回を機に整理していただきたい。使用料金のルール化は良いことだと認識しているが、市民への説明について、特に金額が上がっている施設については、市民の方に安心して使っていただけるよう、誤解のないよう丁寧な説明をお願いしたい。

②A3 判資料において、あづちマリエートは、土日休区分新設となるが、現行から土日区分があったのではないのか。

○スポーツ推進課

①納得していただけるよう、十分な説明をさせていただく。

②A3 判資料の表記が分かりにくいですが、現行では、市内・市外の差はあったが、平日と土日の料金差は生じていない。

○教育長

体育館について、運動公園とあづちマリエートは同等施設と判断すると説明があったが、A3 判資料の運動公園体育館は、4時間 2,400 円とあり、1時間 600 円。あづちマリエートは、1時間 1,200 円。金額が異なっているが。

○スポーツ推進課

議案書は正しく記載されている。半面1時間 600 円で同額ではある。A3 判資料は、八耳委員の土日休区分の書き方のご指摘や教育長の半面、全面の記載のご指摘等を踏まえ、わかりやすく修正する。

○西田委員

各市町の一覧表があるが、設定なしのところを 1.0 倍とすると、一覧表にある全市町の平均値は 1.4 倍ではなく 1.1 倍になる。平均値の分母は？



○スポーツ推進課

設定なしの市町は含まず、倍率が違う市町のみ平均値である。全市町の平均値ではない。

○八耳委員

設定なしだからといって必ずしも安価というわけではなく、設定なしの市町は、基本が高額ですね。

○教育長

ただ、この表だけを見ると、土日で差をつけているのは、5市だけであり、わずかしかなように見えるところが少し気になる。しかし、本市を含め大きな市ではほとんど実施しており、県民の人口比で言えば、多くの人口が享受している。表に人口を入れて人口規模が分かるようにする等、表の見せ方を工夫してはどうか。

○スポーツ推進課

今回は、土日設定を設定なしにするといった見直しまではしていない。従来から近江八幡市では土日設定ありのため、そのままとし、金額は倍率をルール化して設定した。

○教育長

議会ではしっかり質問で答えられ説明できるよう、また、理解していただけるような資料を揃えていただきたい。

**【採 決】**

議第62号

近江八幡市都市公園のうち有料施設の属する都市公園の管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

承認

**【採 決】**

議第63号

近江八幡市民アリーナ条例等の一部を改正する条例の制定について

承認

( 休 憩 )

◆議第64号 近江八幡市幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

【事務局説明…幼児課】

**改正理由**

令和3年4月1日に京進のこどもえんHOPPA近江八幡が近江八幡市医療センター近くに開園されることに伴い、市立桐原幼稚園を閉園するため。

**改正内容**

第2条の桐原幼稚園の名称及び位置(所在地)を削除する。

**【質 疑】**

○八耳委員

議案書の様式がいつもと違うが。

○幼児課

内部事務の整理の問題であり、深い意図はない。

○教育長

新旧対照表では、桐原幼稚園が表から削除され、空欄のままだが。

○幼児課

分かりやすく示したものであり、最終的には行ごと削除される。

**【採 決】**

議第64号

近江八幡市幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

承認

◆議第65号 令和3年度教育費に関する当初予算の要求について(非公開)

【事務局…教育総務課から順に説明】

**【採 決】**

議第65号

令和3年度教育費に関する当初予算の要求について

承認

◆議第66号 令和3年度近江八幡市教育委員会教職員人事異動基本方針について

(非公開)

【事務局説明…学校教育課】

**【採 決】**

## ●協議事項

### ◎近江八幡市立小中学校事務の共同実施に関する規則の制定について

#### 【事務局説明…学校教育課】

平成29年、学校教育法の一部改正により、事務職員の職務規定の見直しが行われ、事務職員はより積極的に校務運営に参画するようになった。その後、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により「共同学校事務室」が制度化された。

これらを受けて、本市としても平成31年、近江八幡市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正し、「共同学校事務室を置くことができる」、また、これに関し必要な事項は、教育委員会が別に定めると明文化した。そのため、学校事務共同実施に関し必要な事項を定める「近江八幡市立小中学校事務の共同実施に関する規則」を制定する。

規則(案)は別紙のとおり。

制定する目的としては、学校の事務については専門的な部分もあり、共同実施をすることにより迅速的な対応、効率的な事務処理、コスト削減、事務職員の育成に繋げていきたいと考えている。また、4中学校区16小中学校で処理する全体の事務量は多いため、将来的には、2中学校区を一つのグループとして2つに分けて実施していきたい。しかし、実際に学校事務共同実施を行っているため、まずは、共同学校事務室を設置し、現状取り組んでいることをしっかりと位置付けたいと考えている。

#### 【質 疑】

##### ○八耳委員

当面は現状のままとし、いずれ2つに分けた時、統括するのはどこになるのか。

##### ○学校教育課

将来的に分けた時には、どちらかのグループが統括することになる。共同実施グループは共同学校事務室が設置される学校の校長がトップとなる。

## ●報告事項

### ◎令和3年度通学区域の弾力化制度利用による就学について(一次募集結果)

#### 【事務局説明…学校教育課】

資料に基づき報告。

第一次募集を終え、現段階では、小学校14名、中学校5名 計19名が通学区域の弾力化制度を利用する。

令和3年度、八幡小学校は、継続児童1名、新規2名、沖島小学校は、継続児童5名、

新規3名、島小学校は、継続児童21名、新規6名、馬淵小学校は、継続児童2名、新規2名、老蘇小学校は、継続児童2名、新規1名。八幡中学校は、継続生徒9名、新規5名。

**【意見】**

○八耳委員

沖島小学校の地元の新入生は？

○学校教育課

1名入学予定。また、沖島小については、市外からも1名入学予定である。

○教育長

八幡小学校の弾力化制度利用者は、新しい駅前のマンションの子どもたちである。

**◎県内の子ども・若者支援地域協議会及び相談窓口の状況について**

**【事務局説明…生涯学習課】**

資料に基づき報告。

県内には4市(大津市、彦根市、米原市、高島市)において、子ども若者支援地域協議会及び相談窓口がある。

令和元年度の会議の実績、相談実績、相談窓口の状況、相談体制等の状況報告。

**【意見】**

○八耳委員

来年度からか？

○生涯学習課

来年度から実施予定である。

○八耳委員

他市町の稼働状況からも、大きな事業のスタートなる。もう少し予算、人員体制も含め吟味してもらいたいという気持ちがあるが。

○教育長

他市の相談件数を見てもかなりの件数である。本市においても同様であることが予想されるが、会議、相談体制等きちんとできるのか、会議だけで終わる、相談窓口開

設ただけで相談に来られてもしっかり対応できないようでは困る。立ち上げるからには、しっかりしていただきたいということを委員も仰っている。この意見を真摯に受け止めて進めていただきたい。

## ◎近江八幡市文化財保存活用地域計画策定の進捗状況について

### 【事務局説明…文化観光課】

資料に基づき報告。

近江八幡市文化財保護活用地域計画連絡協議会の開催状況、各種調査実施状況、その中の一つである「まちの宝物」についての小中学生アンケート調査結果、データベース収集済歴史文化資産数(学区別)、今後のスケジュールについて報告。

### 【意見】

なし

## 9. その他

スポーツ推進課より

八耳委員のご質問の議第61号では、「次の各号」を「次」とし、議第62号では「次」を「次の各号」に字句の修正を行っている。この違いについてであるが、議第62号には、その後「当該各号」とあるため、「次」ではなく「次の各号」としたものである。

教育総務課より

今後のスケジュールについて、3月の定例会の場所が未定であったが、運動公園の会議室に決定。

## 10. 閉会

教育長が11月定例会の閉会を宣言